

答 申

1 審査会の結論

「児童相談所における〇〇〇〇の親または家族以外に関する発言と、発言に関する児童相談所の対応に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日のうち、平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇日の経過記録及び面接記録等の一部）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年2月28日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

（1）異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成25年9月2日付けで本件開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第22条第3項の規定に基づき、平成25年9月12日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間特例延長について、代理人に通知した。

実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成26年2月28日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、代理人に通知した。

（2）代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成26年4月28日付けの異議申立書により、実施機関に対し、開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年8月4日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

（4）当審査会は、平成26年9月29日付けで代理人から理由説明書に対する意見書の

提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成27年10月26日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件決定通知書には、単に条文を引用しただけではなく、「開示することにより児童虐待の被害者である未成年者の生活の安定を脅かす、あるいは治療を妨げるなど、当該本人の権利利益を害するおそれがあるものである」及び「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」と具体的な理由を記載し、不開示とした理由について開示請求者が可能な限り明確に認識し得るものとしており、代理人の主張は不当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、○○児童相談所における児童Aに係る児童相談記録（平成○○年○月○日～平成○○年○月○日のうち、平成○○年○月○○日～平成○○年○月○日の経過記録及び面接記録等の一部）であり、具体的には児童Aの親又は家族以外に関する発言に関する記録（以下「家族以外に関する発言に関する記録」という。）と児童Aの発言に関する児童相談所の対応に関する記録（以下「児童相談所の対応に関する記録」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報について条例第17条第2号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報のうち家族以外に関する発言に関する記録部分の条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示しないとしている。そのため、本件対象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、代理人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

イ 当審査会が事務局職員に調査させたところ、児童Aは父母との関係から情緒的に不安定な症状があり、児童相談所に一時保護をされたことがあり、父である代理人及び母に対しては児童虐待防止法に基づく面会通信制限が行われていることが認められた。

本件開示請求は、条例第15条第2項の規定に基づき法定代理人が本人である児童Aに代わって開示請求をしたものである。このような場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があり、また、法定代理人の開示請求権はあくまで子の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、本件対象保有個人情報の開示が児童Aの今後の治療に支障を来したり、児童Aの症状の悪化をもたらすことが予想される場合には、本件対象保有個人情報は児童Aの権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解することが適当である。

ウ 当審査会において本件対象保有個人情報のうち家族以外に関する発言に関する記録部分を見分したところ、児童Aの家族以外に関する発言の内容が具体的に記載されていることが認められる。

したがって、不開示部分のうち家族以外に関する発言に関する記録部分については、代理人に開示することにより児童Aの権利利益を害するおそれがあると認められる

ので、条例第17条第2号の不開示情報に該当し、開示すべきではない。

なお、家族以外に関する発言に関する記録部分については、実施機関は条例第17条第2号のほかに同条第7号に該当するとして不開示決定を行っているが、これにより不開示とされた部分が同条第2号に該当することは上記のとおりであり、同条第7号該当性については判断するまでもない。

(3) 本件対象保有個人情報のうち児童相談所の対応に関する記録部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまで典型的な「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされるものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができると規定するものであると解される。ここで、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含むものと解すべきである。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報のうち児童相談所の対応に関する記録の部分を見分したところ、そこには児童Aの家族以外に関する発言に対する児童相談所の職員の回答や評価又は判断の内容等が率直に記載されているものと認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（法第12条第2項、第11条第1項）、これら

の業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に関する業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠であるものと認められる。

しかるに、不開示部分のうち児童相談所の対応に関する記録部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることを恐れて児童Aの家族以外に関する発言に対する児童相談所の職員の回答や評価又は判断の内容等を記録することをためらうことが想定され、その結果、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、同部分を開示すると実施機関の法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

なお、児童相談所の対応に関する記録部分については、実施機関は条例第17条第7号のほかに同条第2号に該当するとして不開示決定を行っているが、これにより不開示とされた部分が同条第7号に該当することは上記のとおりであり、同条第2号該当性については判断するまでもない。

(4) 代理人のその他の主張について

代理人は、本件決定通知書には開示しない理由として根拠条項とその説明が示されているのみであり、手引の「理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」との記載に従っていないと主張する。

しかし、本件決定通知書には、開示しない理由として法律上の根拠条項とその説明だけではなく「児童虐待の被害者である未成年者の生活を脅かす、あるいは治療を妨げる」、「開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」などの理由が記載されている。開示しない理由について本件決定通知書の記載以上に具体的に記載しようとすると、不開示部分の内容についても言及しなければならなくなってしまう。このことから、実施機関は本件決定通知書において不開示の理由を可能な限り具体的に記載しているものと認められる。したがって代理人の主張には理由がない。

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 8月 4日	諮詢を受ける（諮詢第128号）
平成26年 8月 4日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 9月30日	代理人から意見書を受理
平成27年10月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年11月24日	審議
平成27年12月22日	審議
平成28年 1月19日	審議
平成28年 2月26日	答申